

ファカルティディベロップメントは論争する ——授業を評価することとされること



巻頭言

教育学部長・教育学研究科長 前平 泰志

「大学は教育の場である以上に研究の場である」という考え方は、日本のみならず、全世界の大学に影響を与えてきた考え方である。いわゆる「フンボルト理念」としてよく知られている。この基底にある考え方は、「研究を行っている者こそが、そこで成し遂げた成果を学生に伝達するにふさわしい。それが大学教育である」というものであろう。

だが、この大学理念は、近年、高等教育の中心がヨーロッパからアメリカに移るにしたがって、そして大学の大衆化に伴って厳しい批判にさらされることとなった。

私もまた、この大学理念は、教員の教育軽視を正当化するのに使われるだけで、現代において直接継承されるべきものとは思っていない。なぜなら、専門分化の進んだ現代社会において、研究者の研究する専門分野が、かつてに比べてもあまりにも狭く、それを直接伝達することが現代社会でどれほど有効性を持ちうるのか、はなはだ疑問だからである。また、本学のように、学生が将来、健康や教育のエキスパートとして活躍することを見据えながら教育と研究を両立させようと考えている大学にあっては、実践的な力を養うことは、抽象的な観念を教える以上に重要なことでもある。

教育評価のひとつとして学生による「授業アンケート」が導入されたのも、以上の流れの延長線上にある。また、昨年度後半に議論となった教員顕彰制度も、このFDのフレームワークのなかにあることは論を俟たない。

だが、教員の研究業績ではなく、教育実践それ自体を評価することは、とても難しい。仮に、学生の「授業アンケート」を基礎にするとしても、このアンケートと「顕彰」を結びつけたときの問題点をよく検討しておいたほうが良いのではないだろうか。

前置きが長くなってしまったが、あらためて、この場を借りて、議論の前提として、個人的な疑念のいくつかを表明させていただきたい。

教員の専門分野は、抽象的な分野を扱う授業から、具体

的な実践や技術を習得させることを目的とする分野まで種々様々である。そのように異なる授業科目を受講する学生たちに、同一の設問を学生に行なうことは、厳密に言えば、出発点からフェアネスを構成しているようには思われない。同じ果物だからといって、「ミカンとリンゴとブドウはどれがおいしいでしょう？」と尋ねて今年度のおいしさナンバーワンを決めているのとあまり変わらないような気もするのだが。

また、設問内容において、「この授業を通じて新しい知識や技術を身につけることができ、自分にとっても得るものがあつた」という設問の評価点の高い先生を顕彰するという動きもあつたと聞いているが、一見、尤もらしく、合理的に見えるが、そのことを大学の教育実践の最上位におくことは、別の問題である。そもそも、建学の精神のひとつ「知をみがくこと」とは、「新しい知識や技術を身につけること」だったのかどうか、疑いさえきりが無い。

学生の人気投票に随す恐れがあるとしてアンケートを唾棄する向きもあるが、私は、人気投票の与件さえ備えていないと思う。なぜなら、人気投票なら、最低限、同一の
(次頁へ続く)

< C O N T E N T S >

特集

2015年度FD研修会報告

教材・学生作成物をめぐる著作権・・・・・・・・・・ 2

研究授業レポート

「解剖学（骨格・筋・神経）Ⅰ」・・・・・・・・・・ 4

「国際看護論」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

「栄養教育論Ⅱ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

「インテリア商品と販売知識」・・・・・・・・・・ 6

「子どもの保健B」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

ファン（この場合は、学生）が、ノミネートされた者全員のパフォーマンスを公平に見定めたいという評価に基づくのが基本である。学生は各授業を受講するといっても、すべての開講科目を受けたわけではないのは、周知のとおり。教職員に拡大した投票制度を推す向きもあるが、以上の理由からも、それは論外であろう。

別の観点からではあるが、授業評価を顕彰するだけでなく、実験や演習、教科書の執筆、ひいては社会（地域）貢献活動なども評価されるべきという意見も出ているようだ。だが、これは評価の軸をさらに複雑にさせる。授業ひとつですら、上記のように一次元的な評価が難しいのに、それぞれ異なる土俵で評価をすり合わせるのには、異種格闘技のルールを設定するより難しくなるだろう。それぞれごとに評価するというやり方もあるだろうが、同様の学生のアンケートでの評価方法では、その矛盾が授業の際よりも鮮明になるだけであろう。

いっそのこと、教職員全体の「お祭りにしたらどうか」という提案が出るのも、むべなるかな、である。アメリカの大学でこのような催しになっていくのは、教育実践を評

価することの難しさの一端を如実に表明しているといえなくもない。

最終的には、根本的な疑問、すなわち、アンケートの評価点が高ければ高いほど、その授業は学生にとっても、教員にとっても、本当に望まれる良い授業なのだろうか、という問いに返ることになる。想像してみしてほしい。受講生全員にパーフェクトに支持される授業が出現したとして、それは教育の名に値するのだろうか、と。

では、「どうしたらよいのか」と迫られそうだ。このように批判したからといって、私自身は、アンケートが不要だとか、顕彰制度自体をなくせ、と主張しているのではない。大切なことは、教員が、学生を含めて、このような問題点を明らかにしながら、授業の改善や顕彰について考えていくこと、そしてその反省に立ったうえで、自分の授業の中に反映させていくこと、そのことこそが、ファカルティディベロップメントを真に実のあるものとするための第一歩ではないだろうか。この第一歩は、大学の教育をどこに向かうかを示す羅針盤にもなりうるきわめて重要な、今日的な課題のはずである。

特集

2015年度 FD 研修会報告

教材・学生作成物をめぐる著作権

講演 俵法律事務所弁護士 多田 真央 先生

報告：石川 裕之

2016年2月9日（火）に教育推進室主催の「2015年度FD研修会」が開催されました。今年度の研修会のテーマは著作権についてです。いうまでもなく、大学教育を支える日常的な教育活動は著作権の問題と深く関わっています。講義の資料を作成する時や学生のレポート・卒業研究を指導する時など、著作権に照らして「どこまでOKなのか」、「どこからがNGなのか」、そして「それはなぜなのか」といった疑問や不安を感じたことのない先生はいらっしゃらないのではないのでしょうか。そこで今年度の研修会では、俵法律事務所のご所属で、本学の顧問弁護士をお願いしております多田真央先生をお招きし、「教材・学生作成物をめぐる著作権」と題してご講演いただきました。紙幅の都合で全体の内容をご紹介しますことはできませんが、私たちにとって最も気になる教材作成や学生の論文・レポート作成と著作権の関係について、多田先生のお話をおさらいしてみたいと思います。

教材作成と著作権

複製など他人の著作物を利用する場合は、原則として権利者である著作者の許諾が必要になります。しかしこれにはいくつかの例外がありまして、学校における使用もその中に含まれます。ただし例外とみなされるためには、いくつかの要件を充たす必要があります。まず営利を目的としない教育機関であることです。したがって塾などは他人の著作物利用における例外に該当しません。また、教育を担当する者および授業を受ける者が、授業の過程における使用に供する目的で複製をおこない、本人（教員・学生等）の授業で使用することが条件となります。さらに、公表された著作物であることや著作者の利益を不当に害しないこと、慣行がある場合には出所の明示が必要になるといった要件が付きまします。そして当然ながら、著作物の利用はあくまで必要と認められる範囲内に限られます。多田先生はいくつかの事例を挙げて教材作成と著作権の関係についてお話しくださりましたので、その中から著作権法上問題となる可能性がある事例についてご紹介します。

<事例1>

教員が任意に開催する勉強会で著作物をコピーし配布する場合。

→勉強会は単位認定の対象となる授業ではないので、問題となる可能性がある。

<事例2>

授業の前後に教材をホームページにアップする場合や、授業のレジュメを校内 LAN サーバにアップし授業後も閲覧・印刷を可能にする場合。

→授業の過程における使用に該当しないおそれがあるので、問題となる可能性がある。

<事例3>

授業で市販の問題集の一部をコピー・配布する場合。

→問題集は1人1冊購入して使用することが想定されている著作物であるため、著作権者の利益を不当に害する行為に該当する。

<事例4>

受講者数が200名程度の授業で書籍の一部を人数分コピーして配布する場合。

→コピーの部数が多い場合は著作権者の利益を不当に害する可能性が出てくる。「著作権法第35条ガイドライン」では、コピー可能な部数についておおむね50名分程度を目安としている。

論文・レポートの作成と著作権

学生が論文・レポートを作成する際には必ず著作物からの引用が必要になってきますが、その際に気をつけるべきことは何でしょうか。まず公表された著作物を引用する際には、公正な慣行に合致することと、引用の目的が正当な範囲内にあることが求められます。また当然ながら、著作物の題名や著者名など出所の明示が必要となります。公正な慣行は分野や学界、著作物の性質によって異なりますが、適法な引用であるかどうかの区別基準としては以下の2点があります。第1に本文と引用部分とが明確に区別されていること、第2に本文と引用部分の主従関係が明確であることです。なお出所の明示については、分野や学界によって統一的指針があるならば、基本的にその方法に従えば問題ないとのことでした。論文・レポートの作成における引用について、多田先生が挙げてくださった事例をいくつか要約してご紹介しましょう。

<事例1>

ある学生の卒業論文の中に掲載されている実験結果のグラフの出典が記載されていない場合。なお、その実験結果は公表された報告書の研究成果の一部であった。

→実験結果そのものは単なるデータであるため著作物ではない。したがって引用の要件を充たさなくても

著作権法上問題とならない。ただし、そのデータをグラフにする際に創作性が認められれば、そのグラフは著作物とみなされる。この場合は引用の要件を充たす必要がある。

<事例2>

筆者の主張を補強するために、論文の中で他人の論文を多量に引用する場合。

→引用の分量には制限がなく、分量が多いからといってただちに著作権法違反となるわけではない。たとえば文学研究などでは対象作品内の文章を多量に引用する必要があるが、これは引用の目的として正当である。著作権法に違反しているかどうかは引用の分量ではなく、引用の目的が正当な範囲内にあるかどうかで判断される。

<事例3>

レポート課題中である雑誌の記事を引用する際に、一部分を省略して前後をつなぎ合わせて記載する場合。

→省略していることを示さずに前後をつなぎ合わせた場合、著作者人格権の同一性保持権侵害となる。カギ括弧でそれぞれの引用部分をくくったり、省略部分を「(中略)」のように記載し引用する必要がある。

<事例4>

原典に当たる時間がなく、いわゆる「孫引き」をおこなう場合。

→引用元の著者が原典を正確に引用しているとは限らないため、必ず原典に当たるべきである。

質疑・応答

今回のテーマとご講演の内容が私たちに身近で気になるものだったため、質疑・応答の時間には会場からたくさんの質問が出ました。そのいくつかをご紹介します。

<質問1>

コピーの部数が多い場合は著作権法上問題となる可能性が出てくるとのことであったが、受講者が200名を超える授業で著作物の一部をプロジェクトで上映する場合は問題となるか。

→通常は問題とならないが、プロジェクトで上映する場合も著作物をそのまま使うのではなく引用していただくのが安全である。

<質問2>

卒業研究において指導教員がかなりの部分手を入れた場合、その卒業研究は学生と指導教員の共同著作物になるのか。

→作成しているのはあくまで学生であり、著作者は学生となる。したがって共同著作物とはならない。

<質問3>

教材作成と著作権の関係に関して、大学としては事前・

事後学習は授業の過程に含まれるように思えるが、いかがか。

→この点については権利者側と見解が分かれるところである。「著作権法第35条ガイドライン」はあくまで目安であり、実際には授業の一環であるかどうかで判断が決まる。

<質問4>

単なるデータは著作物でないとのことだが、官庁の会議報告について出所を明示せずそのまま引用するのは問題ないか。

→事実のみを記載してあるなら問題ない。ただし、そこに意見や表現の工夫が存在するのなら注意する必要がある。引用する報告書等が国や地方公共団体等が作成したものであるかどうかと、引用する情報が単なるデータとみなせるかどうかは分けて考える必要がある。

以上、今回のFD研修会は、私たちが日頃直面している著作権に関する問題について再確認し、意識を高めるよい機会となりました。論文・レポート作成の際における引用のルールについて、私たち教員が法的な根拠に基づいて学生にしっかり説明できるようにしておくことは大切だと思います。一方、教材作成と著作権の関係については、著作権法や関連ガイドラインを厳密に解釈した場合、日常的な教育活動を担う私たちにとってかなり厳しい制約があるようにも感じました。もちろん上記で紹介した事例の中には状況によって判断が分かれるものもあるとのことですが、教材作成の際には使用目的を明確にして、授業の中で必要と認められる範囲内で著作物を利用することや、著作物をそのまま利用せずできるだけレジュメ等に引用し必ず出所を示すといった配慮が必要になると思いました。

研究授業レポート

「解剖学（骨格・筋・神経）Ⅰ」

理学療法学科

峯松 亮

解剖学は、人体の構造と機能を修得する学問であり、学生にとっては今後の専門科目の修得や実習を行うための基礎となります。また、医療現場に従事した後も、解剖学の知識は必要不可欠です。理学療法学科の学生を対象とした本科目（解剖学Ⅰ）では、特に骨と筋について学修しますので、解剖学の基礎事項に加え、骨、筋の構造と機能を理解することを目標としています。

学生は今日まで自分の身体とともに過ごしてきてはいますが、多くの者は初めて見聞きする知識であり、その量も多いため、覚えることに苦労しているように見受けられます。学修範囲は広く、時間も限られていますので、授業ペースも速い方だと思いますが、できるだけ効率的に学修に取り組んでもらうように心掛けています。

耳だけではなく、目や手を使うことは学修効果を高める一つの方法と考えていますので、教材は主にアトラス（図、写真が多い）を使用し、さらに全身模型と部分模型を使用して三次元的イメージで理解できるようにしています。また、テキストや補助資料、視聴覚教材で補足し、図書館に配架されている書籍などを紹介しながら授業を進めるようにしています。

ただ、僕が最も重視しているのは、学生に「考える」ことを習慣化してもらうことです。解剖学は単なる暗記科目ではなく、考えることを要する科目です。そのため、骨や筋の形状、付着部などから、関節がどの方向に、どのように動くのか、この評価（検査）は筋や靭帯のどのような特性に基づいているのか、効果的なトレーニングを行うには筋のどのような性質を利用するのかなど、生理学や運動学などの分野と絡めながら説明し、考える習慣を持ってもらうようにしています。



解剖学としては、解剖学実習、臨床解剖学演習と履修していきませんが、縦割りだけではなく、横断的にも知識や技術を共有できるとともに、解剖学の必要性和重要性を学生が認識できるように創意工夫をしていきたいと思います。

毎年、授業のバージョンアップを図るよう努力をしていますが、今回の研究授業は客観的に授業内容を見ることができ、さらに授業を充実させる一助になったと思います。

「国際看護論」

看護医療学科 堀内 美由紀

国際看護論は、専門・統合発展科目に位置づけられている看護医療学科の必修科目です。

国際社会の動向や世界の中の日本という立場を理解し、グローバルな視点で活動できる基礎を養うことを目的として4回生の前期に開講されています。具体的には、我が国と諸外国との健康課題や保健医療の比較、国際看護（国際交流と国際協力）の意義、看護人材の国際間移動など近年の課題、在日外国人の健康問題など、政治、経済、文化、的背景を含む様々な考慮すべき視点と健康格差の関係について理解をし、看護のプロフェッショナルとしてどのような貢献ができるのか、その役割について考えます。

今年度は、ここ数年、導入の部分で使用していた「貿易ゲーム」を用い、全体の学びを振り返りました。世界保健機関（WHO）神戸センターおよび独立行政法人国際協力機構（JICA）関西センターへの訪問、平和について考えるワークショップ、在日外国人の健康課題に関する外部講師を招喚しての授業、と盛り沢山な内容であるため、それぞれの単元のつながりを学生自身が考えることができる工夫が必要と考えていました。



貿易ゲームとは、その国の国民となり、与えられた限りある資源を駆使して、より多くの富を築くゲームです。学生たちは、袋の中に用意された10か国の異なる国名が書かれた紙を引いて教室に入り、該当する国旗の置かれた机に向かいます。「私はどこの国の人？」とウロウロする学生、「日本や！ヨッシャ！」と声を上げる学生など、その様子



を伺います。

先進国、例えば日本には、多くのお金（クリップ）と技術（はさみ、定規やコンパス、ペンなど）が与えられますが、原料（紙）はわずかで、製品を作るためには他の国から調達しなければなりません。ゲームの中盤には、『運命のカード』によって、ある国は他国から侵略を受けたり、経済破綻したり、またある国は天災によって資源を失う経験をしました。その一方、政府開発援助（ODA）によって国に活気が生まれた国もありました。振り返りの時間を30分残し、終了を告げます。残金と手元に残った資源（紙切れは廃棄物）の報告をし合い、感じたこと、考えたこと（「ヨッシャ！」と思った理由など）、なぜ多くの富を得られたのか、または得られなかったのか、意見を聞き、全員で共有します。

世界の健康格差の背景には貧困の問題があります。14回の講義やワークショップ、校外学習で学んだ内容「資源分配が不平等である世界の現状や貧困の連鎖を断ち切る難しさ（貧困の悪循環）」「災害や紛争が人々に与える影響」「経済発展における知識や技術の重要性」「政府開発援助（ODA）の効果的な執行」などについてゲームを通して再確認しました。と同時に、チームワークやコミュニケーションの重要性を確認できたと考えます。学生のゲームに対する感想からも「ODAの意味が理解できた」「災害ですべてを失い働く意欲もなくなった」「〇〇国がはさみ（技術）を貸してくれて感謝した」など、世界のつながりを疑似体験する中で、世界平和や格差是正のために何が必要かを考えることができたことが窺われ、ゲームを用いたシミュレーション学習はまとめとして効果的であったと考えます。

「栄養教育論Ⅱ」

健康栄養学科 並河 信太郎

「栄養教育論Ⅱ」は、健康栄養学科2年次を対象とした必

須科目で、身体的、精神的、社会状況等のライフステージ、ライフスタイルに応じた栄養教育及び臨床栄養教育について学び、対象に応じた栄養教育をマネジメントするとともに、それぞれのQOLの向上をはかるために望ましい食行動を習慣化していくための方法について理解を深めること

を到達目標としています。

1年次で「栄養教育論Ⅰ」、「栄養教育論演習」、「栄養教育論実習Ⅰ」において基礎は修得していますので、本科目では「妊娠・授乳期」、「乳幼児期」、「学童・思春期」、「成人期」、「高齢者」、「介護」、「障がい者」の各論を中心に構成し、授業を展開し、3年次の「栄養教育論実習Ⅱ」につなげます。

授業における板書は教室の制約もあるため、パワーポイントを毎回活用しています。授業内容に合わせて穴埋め式のワークシートを配布し、理解を高めたい箇所は学生が書き込んでいくことにより再確認できるようにしています。統計データを扱うことも多いので、講義後の振り返りができるよう教科書と最新データを照合しながら進めています。小テストは30問程度で各期が終了したら実施し、授業後に事後学習で確認しておくことと次回に答え合わせをする



ことを連絡しておき、次の授業の最初に正答を指名した学生に発表させる方式にしています。このことにより、事後の学習に取り組む意欲を高められているのではないかと考えています。

今後、可能な内容は班単位での活動を取り入れることにより学生が能動的に学習できるように検討を進めている所です。

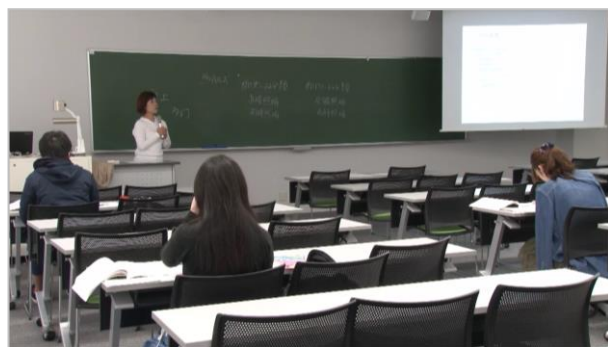
さて、今回のテーマは「学童期・思春期の栄養教育」です。主に小学校から中学校において食に関する指導として実施されている内容を中心に取り上げました。食行動及び健康課題では統計データを活用しました。食生活では朝食欠食率、健康課題では肥満・痩身傾向を中心に取り上げ、学生自身が自分の経験から考えていくようにしました。また、実際に指導している場面をビデオで視聴しました。ビデオは発達段階に合わせた教諭と栄養教諭のT・Tによる指導内容で、実際の発問や指示を目で確認することにより学生自身が指導する時に活用できることをねらいとしました。動画は一定時間を超えてしまうと集中力を欠き教育効果は低減するとされているので10分程度としています。視聴した内容をレポートにまとめることも検討したのですが、時間の関係で割愛しました。研究授業にご出席いただきました教職員の皆様ならびに研究授業の準備をしていただきました事務局の皆様には感謝いたします。

「インテリア商品と販売知識」

人間環境デザイン学科 西山 紀子

「インテリア商品と販売知識」は2回生後期に配当されている科目であり、家具や照明器具、カーテンやカーペットなどのインテリア商品に関する知識を身に付けてコーディネートに活用することを目標とし、どのようなインテリア商品があり、それらがどのような特性を持つのかについて学ぶものです。

学生たちはインテリアデザインを単なる室内装飾と思いついでいることも多いようです。そこで本講義では、インテリアデザインとは、安全、安心が確保された空間で、住まい手が便利かつ快適に行為、行動でき、また、感性的、感覚的心地良さを享受できるよう、装備や環境を整えることである、との認識に改めてもらうため、インテリア商品の特性に関し、特にその機能性の理解に重点を置いて授業を進めています。このとき、理解を深めるため、必ず学生たちに考える機会を与え、一方的に教授する授業にならないよう心がけます。たとえばカーペットであれば、表面の



美しさを決める毛足の形状と長さが、一方で歩行性を左右する要素であることを説明し、いかにその両立をはかるかを考えてもらう問いかけをする、などといったことです。

授業進行上の工夫としては、重要な用語や内容など一部を空白にした教材プリントを配布し、解説に沿って空白を埋めていくようにしていることがあげられます。また、プリントの余白を大きめに設定し、講義内容を書き留めることもできるようにしました。重要ポイントは語調を強め、喚起します。この方法により、ノートをとることに必死になって話を聞かない、板書されたものしかノートに書か

いなどの問題は改善されてきました。また、各章の終了時など区切りがついたところで確認小テストを実施し、学生たちの理解度を把握しています。この小テストは予告なく行うもので、1限の授業に多い遅刻や欠席の予防に役立っています（自身の教科書やプリント、ノートは見てもよいとする配慮を行っています）。なお、授業中の問いかけに対する答えはいつも決まった学生が発表する、という問題は出ていますが、このような小テストで、問いかけについてそれぞれがどの程度考えていたかも知ることができます。

インテリア空間を総合的に構成する実務において散漫な知識は活用できません。家具であれば人間工学、照明器具であれば建築環境工学などと、各インテリア商品に必要なとされる知識は他の科目でも学ぶ機会のあることが多いものです。相互に関連付けて身に付けるよう指導し、建築・インテリアの設計に関する実践力をつけていってほしいと願っています。

最後になりましたが、研究授業にご参加いただきました先生方、皆様に心よりお礼を申し上げます。

「子どもの保健B」

現代教育学科 小野 尚香

「子どもの保健B」は保育士資格必修科目です。受講生のほとんどは、「子どもの保健A」を履修済みです。「子どもの保健A」の目的は、子どもを取り巻く現状と子どもの発育・発達について理解して、健全な発達を促し、健康の保持増進、疾病予防、健康の回復のために必要な保育に関わる専門的知識を修得することです。その知識を土台に、「子どもの保健B」では、子どものこころの健康とその課題、子どもを取り巻く環境および衛生管理・安全管理についての理解を深めていきます。研究授業は第7回「子どもの健康問題と保健（2）児童虐待と発達への影響」でした。児童虐待は今日の子どものにとって重要な健康問題であり、保育士には早期に気づいて早期に対応できるフロントラインとしての役割が求められています。



と「2.虐待の背景・理由」について、統計資料を用いながら現状を示しました。統計資料は、学生が復習時に再確認できるように、インターネットで容易にアクセス可能な厚生労働省などの資料を用いています。後半<授業2>では、「3.脳科学から虐待をみる」、「4.援助としてのマルチリトメントの考え方」、「5.家族再統合」へと講義をすすめ、児童虐待が、その時だけではなく、将来にわたって影響があることを脳科学の一知見を用いて説明し、継続的で適切な援助が必要なこと、そして、援助方法の考え方の一例を概観しました。

授業に対して企図している点は、視覚化や動作化によって授業を構造化することと要点を繰り返すことによって知識を確かな記憶に置き、子どもの発達特性や健康問題を理解し、2回生以降の学びにつなげる基礎を積み上げることです。そのため、「子どもの保健B」では、前期で学んだ発育・発達や心身機能に関わる基礎知識を復習として繰り返し確認しています。子どもの健康問題に関わる予習・復習の課題に取り組むことは、知識を般化することに役立ちます。

いつも和やかな雰囲気の中で授業をすすめておりますが、本授業では私自身が緊張し、それに呼応して、学生も緊張して重々しい授業になってしまいました。授業の雰囲気作りも、学ぶ楽しさを構成する要素だと考え尽力しております。最後になりましたが、先生方皆さま、お忙しい中、研究授業にご参加いただき心よりお礼申し上げます。

今日の予定

- * 復習
- * <授業1> 1.児童虐待の統計、2.虐待の背景・理由（例）
- * ミラーリング・タイム：二人一組、1分そして1分
- * <授業2> 3.脳科学から虐待をみる
4.マルチリトメント、5.家族再統合
- * HW：800字以上（書式自由、次回提出）
レポート（児童虐待に対して）保育士としてできる「支援」

授業は基本的に10分～15分程度の区切りをつけて展開しており、初めに本授業の内容を学生に示しています。復習に始まり、授業を前半と後半に分け、その間には授業内容と関連する5分程度のワークを取り入れています。本授業では、第6回の「子どもの健康問題と保健（1）児童虐待の現状と予防」の復習から始まり、ワークにはミラーリング体験を選びました。

本授業の前半部分<授業1>では、「1.児童虐待の統計」